

## 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

### の医師配置要件の見直し

骨子【I-2(6)】

#### 第1 基本的な考え方

現行の算定要件は、「神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する」こととなっているが、夜間休日に当該保険医療機関の外にいる医師が迅速に診療上の判断ができる場合には、経験年数を一定程度緩和する。

#### 第2 具体的な内容

脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に規定する医師配置要件の経験年数を緩和する。

現 行	改定案
<p>【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】（1日につき）</p> <p>[施設基準]</p> <p>当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いる。</p>	<p>【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】（1日につき）</p> <p>[施設基準]</p> <p>当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いる。<u>ただし、夜間又は休日であって、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する担当の医師が院外にいる場合に常時連絡が可能であり、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信できる体制を用いて、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合</u></p>

には当該保険医療機関に赴くことが可能な体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師が常時1名以上いればよいこと。なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては、安全管理を確実に行った上で実施する必要がある。